

## P F I 検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 各所管部局の事業におけるP F Iの導入に当たり、円滑かつ効率的な検討を進めるためP F I検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 各所管部局において検討・抽出された対象事業で、P F I検討委員会に付議するとされたものについて、導入方針の策定及び事業推進に当たり、必要となる事項を協議し、これを承認する。

### (組織)

第3条 委員会は、会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を遂行し、委員会を代表する。

4 副会長は、総合政策局所管副市長の職にある者をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員は、庁議等に関する要綱第9条第3項及び第13条第2項に規定される職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、会長が必要に応じて召集し、その議長となる。

### (書面開催)

第5条 会長は、緊急の必要があり検討会の会議を招集する時間的余裕がない場合、又は会議を招集する必要がないと認める案件を審議するときその他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

### (関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局を総合政策局総合政策部政策企画課におく。

### (委任)

第8条 委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。